

7 桑 産 第 6 2 号
令 和 7 年 2 月 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桑折町長

市町村名 (市町村コード)	桑折町 (301)
地域名 (地域内農業集落名)	伊達崎地区 (館沢・北沢・前屋敷・道林・大畠・中屋敷・吉沼集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は桑折町の東部に位置し、東には阿武隈川が、地区中央・北部には西根堰が流れしており、中心部は区画整理のされた水田地帯が広がり、南部及び西部は阿武隈川沿いの水はけの良い土地を活用した広大な桃の果樹園となっている。営農状況については、既存の大規模農家の集積・集約も進み始めていることに加え、新規就農者も入作しており、営農条件が悪いと判断されるものを除き、積極的に耕作されている。

町全体で農業者の平均年齢が年々上がっている中、当地区においては、農地の担い手が後継者へ経営移譲する動きが徐々に始まっているものの、後継者不在の耕作地も多く、いかに効率よく利用していくかについて個人間ではなくエリア全体として集積・集約に向けた協議が必要となる。

また、果樹地帯ではカラスやハクビシン等の鳥類、小動物による農作物被害が報告されており、大規模農家ほど被害が多く対策に苦慮しており、被害防止に有効な対策の検討や取組実践を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作については、圃場整備を行った水田が多いため、引き続き優良農地を守るべく、地域農業の担い手による集積を進めるほか、農地の条件に応じ、転作(大豆・麦、そば等)についても検討を進める。

畑作については、町の主要作物である果樹(桃・柿等)やハウス栽培を中心とした野菜を中心に農地の集積・集約を進める。なお、未収益期間を必要とする果樹については、品種による作業スケジュールを見据えた長期的な農地利用について地域農業者間で協議しながら進めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	244 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	240 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、急斜面等農地としての再生・利用が見込めない農地については、区域からの除外を検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

規模縮小や離農により新たな不耕作地が発生した際、農地利用最適化推進委員と農地バンクが連携し、農地を担う者へスムーズな利用調整が図れるよう細やかな情報共有を徹底する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指すため、耕作をしていない農地所有者へ農地の貸付けを促す。また、耕作者が病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクを活用し、新たな受け手へのスムーズな付け替えを進めることができるよう、情報共有・連携を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

隣接地との境界に大きな段差のある農地や、狭小・不整形農地など効率的な営農ができない農地については大規模農家の集積に支障が出るおそれがあることから、複数農地の一体的な利用を図るため、段差解消や畦畔除去等、営農条件の改善に向けた支援について、国・県・農地中間管理機構の補助事業の利用を検討するとともに町による支援についても協議・検討を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

既存耕作者の営農に支障のない範囲内において、新規就農者(予定を含む)が将来の担い手として営農規模を拡大出来るよう、将来を見据えた農地利用のあり方について定期的に地域で話し合い、新たな担い手の確保・育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

高齢化の進む現状で、多くの時間と労力を要する作業については、みらいアグリサービス株式会社等の事業体と連携しながら、農作業委託について調整を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 有害鳥獣対策実施隊による捕獲・駆除と並行して花火等による忌避策や誘因となるやぶの除去等により侵入・被害の防止を図っていく。

⑦ 多面的機能支払制度を活用した以下の団体を中心に農地・水路等の維持管理を行う。

<広域組織>

館北水路組合地域資源保全会、北沢農地保全組合、伊達崎旧整理田整備協議会、前新会

⑩ 小規模農地・不整形地の効率的利用を推進するため、複数農地の一体的な活用について基盤整備・営農条件の改善を含め検討を進める。